

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
株式会社ダブルユー
代表取締役 肖 俊 偉

第25期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

■事業報告

1. 企業集団の現況
 - (1) 事業の経過及び成果
 - (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - (3) 対処すべき課題
 - (4) 主要な事業内容
 - (5) 主要な営業所及び工場
 - (6) 使用人の状況
 - (7) 主要な借入先の状況
 - (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の現況
 - (1) 株式の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
 - (3) 会社役員に関する状況
 - ① 責任限定契約の内容の概要
 - ② 社外役員に関する事項
 - (4) 会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
4. 会社の支配に関する基本方針
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

1. 連結貸借対照表
2. 連結損益計算書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

■計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

■監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査報告
2. 計算書類に係る会計監査報告
3. 連結計算書類、計算書類及び事業報告に係る監査等委員会の監査報告

■事業報告

(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大手企業を中心とする雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要、各種の政策効果等により、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら海外におきましては、米国の通商政策に端を発する関税協議や不安定な国際政治情勢、原材料やエネルギー等のコスト高、長期化する円安進行の影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが所属する靴業界におきましては、業界全体の市場規模は減少傾向にあるものの、スニーカーを中心としたカジュアル志向の靴や履き心地等の機能性を重視した靴は、底堅い需要のもと拡大傾向にあります。また、社会経済活動の正常化に伴い、フォーマルシーンにおけるオケージョン需要が好調であります。

このような状況の中、当社グループは、「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の企業理念のもと、引き続き好立地かつ好条件の店舗展開と、更なる成長が期待されるオンライン販売の拡大に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、新規出店に加え、31 Sons de mode (トランテアン ソンドゥ モード) の事業譲受に伴う店舗数の増加やオンライン専用商品の拡充によるオンライン販売の強化等により、売上高は前期を上回りました。一方で、賃上げの実施に伴う人件費の増加に加え、エネルギー価格の高騰及び円安の進行に伴う物価上昇を背景とした仕入原価や物流費等のコスト上昇、香港の景気悪化に伴う香港子会社の業績低迷等の影響などにより、営業利益は前期を下回りました。また、為替対策の奏功により為替差益を計上したものの、営業利益の減少の影響に伴い、経常利益につきましても前期を下回りました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高が 23,327,358 千円（前期比 2.3%増）、営業利益が 1,066,414 千円（前期比 36.2%減）、経常利益が 1,187,392 千円（前期比 25.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が 688,073 千円（前期比 31.0%減）という結果となりました。

当連結会計年度における事業セグメントの状況は以下のとおりです。

(婦人靴の企画・販売事業)

婦人靴の企画・販売事業におきましては、旗艦店を含む複数店舗のリニューアルに伴う一時休業があったものの、新規店舗の出店及びオンライン販売の堅調な推移により、売上高は前期比でわずかに下回りました。また、出店及び改装に係る諸費用の増加に加え、改装休業に伴う販売機会の減少等の影響により、セグメント利益も前期を下回りました。

以上の結果、婦人靴の企画・販売事業の売上高は 20,347,988 千円（前期比 0.6%減）、セグメント利益は 3,093,678 千円（前期比 11.3%減）となりました。

(婦人服の企画・販売事業)

婦人服の企画・販売事業におきましては、経営資源の重点領域への再配分を目的とした不採算店舗の閉店や、旗艦店を含む複数店舗のリニューアルに伴う一時休業があったものの、31 Sons de mode の事業譲受に伴う新規店舗の増加等により、売上高は前期を上回りま

した。一方で、当該事業譲受に係る諸費用の発生や人件費の増加に加え、不採算店舗の閉鎖に伴う費用の計上等により、セグメント損失を計上いたしました。

以上の結果、婦人服の企画・販売事業の売上高は 2,979,370 千円（前期比 27.5%増）、セグメント損失は 94,482 千円（前期はセグメント利益 85,746 千円）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 22 期 (2023年1月期) | 第 23 期 (2024年1月期) | 第 24 期 (2025年1月期) | 第 25 期 (当連結会計年度) (2026年1月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 17,598,385 | 21,260,649 | 22,800,935 | 23,327,358 |
| 経 常 利 益 (千円) | 1,084,432 | 1,692,096 | 1,587,508 | 1,187,392 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) | 689,169 | 1,163,788 | 996,856 | 688,073 |
| 1 株 当 た り 当期純利益金額 (円) | 36.18 | 61.06 | 52.28 | 36.07 |
| 総 資 産 (千円) | 10,834,436 | 12,377,118 | 13,134,897 | 13,457,251 |
| 純 資 産 (千円) | 8,760,072 | 9,938,610 | 10,749,692 | 11,063,972 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 459.75 | 521.41 | 563.51 | 579.88 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しております。
3. 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、また、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第22期(2023年1月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、靴業界におけるイノベーターカンパニーとして、「ORiental TRaffic」「卑弥呼」などの主力ブランドにおける顧客層の拡大を基本戦略とし、事業領域の拡張と収益力の強化を推進しております。また、婦人服の企画・販売事業においては、「MISCH MASCH」の吸収合併を契機にアパレル事業へ本格参入し、さらに2025年4月には31 son de mode（トランテアン ソン ドゥ モード）の事業譲受によりブランドポートフォリオを拡充しました。これにより、ファッション小売企業としての競争力向上を実現し、持続的な事業成長を目指しております。

当社グループは、お客様満足度の向上を追求し、高品質な商品及びサービスの企画・開発に注力するとともに、当社が展開する高付加価値ブランドの認知拡大に積極的に取り組んでおります。加えて、販売チャネル及び事業規模の拡大を推進し、他社ブランドとのコラボレーション事業を通じて、より多くのお客様との中長期的な関係構築を図ってまいります。

当社グループの商品は、自社にて企画・開発を行い、パートナー工場において生産・仕入を行っております。商品企画担当者が販売スタッフとして店頭に立ち、お客様の声を直接商品開発に反映するとともに、同一担当者が検品・品質管理業務として生産工場を巡回し、品質指導を行う体制を構築しております。企画開発から生産、品質管理、販売までを

一貫通貫で担うことで、当社グループオリジナルの魅力的な商品提供を可能にしております。

また、サステナビリティへの取り組みを重要な経営テーマの一つと位置づけ、環境配慮型の商品開発を推進しております。具体的には、廃材を活用したソールの製造、再生紙を用いた靴箱の採用、繰り返し使用可能なエコバッグ仕様のショッピングバッグの導入など、環境負荷の低減に資する施策に取り組んでおります。

これらの取り組みを通じて、企業理念である「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の実現に全力を尽くしております。

このようなお客様に寄り添った商品及びサービスの提供を行い続けながら、企業価値の向上に向け、具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

① 商品企画開発力の向上

日々めまぐるしく変化する社会において価値観やライフスタイルが多様化し消費者に求められる商品基準も高まっています。当社グループは、企業理念である「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」を実現するため、従来から消費者の嗜好に寄り添った商品を提供することで成長してまいりました。今後におきましても、今まで以上に消費者の声に耳を傾け、消費者動向や競合他社の把握・分析のほか、市場全体のニーズ・トレンドを迅速に捉え、タイムリーに消費者とのコミュニケーションを密に重ねることで、より顧客満足度の高い商品・サービスを提供するために企画開発力の向上に取り組んでまいります。

② 戦略的店舗展開

当社は、従来の単一的・画一的な店舗展開には依らず、各地域・ブランドに最適化した店舗フォーマットを設計し戦略的店舗展開を推進してまいります。従来の店舗戦略では十分に対応できなかった多様な顧客層や地域特性を踏まえ、ファッション性の高い商品を中心に扱う店舗や、機能性・履き心地に優れ、お得感のある商品を中心とした店舗など、ターゲットや地域特性に最適化した多様な店舗フォーマットを設計・運営してまいります。

さらに、未出店地域への出店により、当該地域におけるブランド認知の向上とオンライン販売の拡大を同時に推進してまいります。地方店舗においては、店舗面積を活かした十分な在庫確保と、柔軟な人員配置体制の構築により、効率的かつ安定的な店舗運営を実現してまいります。

これらの施策により、地域に根ざした販売網の強化と、オフライン・オンライン双方での売上拡大を推進し、持続的な成長を図ってまいります。

③ スニーカーブランド「ORTR」の再構築

当社は、スニーカーブランドである「ORTR」の価値向上及び市場認知の拡大を目的として、ブランド再構築に向けた各種施策を推進してまいります。テレビCMを中心としたマスメディアによる認知拡大施策に加え、SNSを活用したデジタルコミュニケーションを強化することで、ブランドの存在感を高める取り組みを進めてまいります。

商品開発及び販売戦略においては、まず、デザイン性と高い機能性を両立させた商品を提供することで、多様化する消費者ニーズに的確に対応し、ブランドの競争力を一段と強化してまいります。また、高品質を維持しつつ適正な価格設定を行うことで、消費者が手に取りやすい商品ラインを確保し、購買機会の拡大と売上成長の促進を図ります。さらに、

幅広い年齢層に訴求可能な商品ラインナップを整備することで、長期的なブランド成長と市場シェアの拡大を実現してまいります。

これらの取り組みを通じて「ORTR」ブランドの市場競争力を高め、中長期的な企業価値の向上に資する成果を創出していく方針です。

④ 事業構造のデジタル化の推進

ファッション業界におけるテクノロジーの進化は著しく、オンライン販売のみならずオフライン販売におきましても、アプリ連携等による付加サービスに対応しなければ事業の停滞を余儀なくされます。当社グループにおきましても、常に利便性の高いアプリ・サイトの構築及び顧客サービスの拡充に努めておりますが、今後ますます進むデジタル化の波に乗り遅れることがないように、今まで以上に売場最適な顧客リレーションの実現に取り組んでまいります。

⑤ グローバル・サプライチェーンの最適化と為替変動リスク対応力の強化

当社グループにおける商品の企画開発・発注仕入プロセスにつきましては、日本国内のみならず中国・香港等を含む全社的な商品供給体制を支えるべく、グローバルな視点に基づくサプライチェーンマネジメントの高度化を進めております。

その一環として、現地パートナー工場等との価格・技術力・品質面を総合的に勘案した新規取引先の開拓を推進するとともに、為替相場の変動が調達コスト及び収益に及ぼす影響を適切に管理するため、為替予約取引や通貨オプション取引の活用など、複数の手法を組み合わせたりリスクヘッジ体制を強化しております。

これらの取り組みにより、外部環境の変動に左右されない安定的な調達基盤を確保し、企業グループ全体として適時適切な商品仕入を実現してまいります。

⑥ アパレル事業の競争力強化

2023年3月に株式会社ミッシュマッシュを吸収合併し、アパレル事業へ本格的に参入いたしました。2025年4月には、アパレルブランドである31 son de mode（トランテアン ソン ドゥ モード）を事業譲受により取得し、アパレル事業の更なる強化を図っております。事業譲受後は、不採算店舗の閉鎖を含む経営資源の再配分を推進するとともに、MISCH MASCH ブランドにおいて培ったリブランディングの知見を活用し、ブランド戦略及び商品企画の再構築を行うことで、31 son de mode（トランテアン ソン ドゥ モード）のブランド価値向上及び収益基盤の強化に取り組んでおります。

今後は、蓄積したブランド再構築のノウハウを活かし、商品企画力及びブランド運営力の一層の高度化を図るとともに、店舗運営の効率化や在庫管理の最適化を通じて収益性の改善を推進してまいります。加えて、複数ブランド展開による事業運営上のシナジーを創出し、デジタル販売チャネル活用による顧客接点拡大を通じ、アパレル事業全体の競争力強化を図ることで、持続的な収益成長の実現に努めてまいります。

(4) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|-------------|--|
| 婦人靴の企画・販売事業 | 「ORiental TRaffic」や「卑弥呼」ブランドを中心に、スニーカーブランドの「ORTR」など、若者から大人の女性まで幅広いニーズに対応した、複数のブランドを展開しております。 |
| 婦人服の企画・販売事業 | 「MISCH MASCH」ブランドや「31 son de mode」ブランドを中心に、フェミニンなスタイルで大人可愛いアイテムを取り揃えた婦人服を展開しております。 |

(5) 主要な営業所及び工場 (2026年1月31日現在)

① 当社

| | |
|--------|----------------------|
| 本社 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 |
| 物流センター | 茨城県稲敷市江戸崎みらい2番1号 |
| 横浜オフィス | 神奈川県横浜市鶴見区安善町2丁目1番8号 |

② 子会社

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 株式会社 卑弥呼 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号 |
| CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED | HONG KONG |
| 江蘇京海服装貿易有限公司 | 中国江蘇省 |
| CAPITAL SEA SHOES LIMITED | MACAU |

(6) 使用人の状況（2026年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|------------|-------------|
| 婦人靴の企画・販売事業 | 334名（132）名 | △6名（△17）名 |
| 婦人服の企画・販売事業 | 86名（23）名 | 35名（－）名 |
| 全社（共通） | 146名（6）名 | 25名（1）名 |
| 合計 | 566名（161）名 | 54名（△16）名 |

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、最近1年間の期中平均人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 336（127）名 | 60名（△4名） | 29.0歳 | 4.5年 |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、最近1年間の期中平均人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 従業員数は、前事業年度末に比べて60人増加しておりますが、これは主に、2025年4月1日付で31 son de mode（トランテアン ソン ドゥ モード）ブランドを事業譲受したことによるものであります。

(7) 主要な借入先の状況（2026年1月31日現在）

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年3月17日付でヒロタ株式会社と事業譲受契約を締結し、2025年4月1日を効力発生日として、同社の31 Sons de mode（トランテアン ソン ドゥ モード）事業を譲り受けました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 19,079,920 株（自己株式 202 株を含む）
（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は 3,280 株増加しております。
- ③ 株主数 29,174 名
- ④ 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-------------|---------|
| 肖 俊偉 | 9,756,000 株 | 51.13% |
| 趙 陽 | 1,178,400 | 6.17 |
| 丁 蘊 | 800,000 | 4.19 |
| PANG KWAN KIN | 480,000 | 2.51 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 409,000 | 2.14 |
| 野村證券株式会社 | 185,600 | 0.97 |
| 舘 慶生 | 128,700 | 0.67 |
| 日塔 大補 | 89,000 | 0.46 |
| 中井 康代 | 80,000 | 0.41 |
| LIU CHENG | 48,000 | 0.25 |

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

| | | 第 1 回 新 株 予 約 権 | |
|------------------------|---------------------------|--------------------------------|---------|
| 発行決議日 | | 2017年11月17日 | |
| 新株予約権の数 | | 70個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 | 5,600株 |
| | | （新株予約権 1 個につき | 80株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権 1 個当たり | 11,161円 |
| | | （ 1 株当たり | 140円） |
| 権利行使期間 | | 2019年11月18日から 2027年11月17日まで | |
| 行使の条件 | | （注） 3 | |
| 役員 保有状況 | 監査等委員でない取締役 （社外取締役を除く） | 新株予約権の数 | 70個 |
| | | 目的となる株式数 | 5,600株 |
| | | 保有者数 | 1名 |

（注） 1. 2019年7月11日付で行った1株を20株とする株式分割、2023年8月1日付で行った1株を2株とする株式分割及び2024年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約

権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 上記の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

3. 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。
- ③新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げる。）を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。

記

| | |
|------------------------------|------|
| 権利行使が可能になる日から1年を経過する日まで | 3分の1 |
| 権利行使可能日から1年経過日の翌日から2年を経過するまで | 3分の2 |
| 権利行使可能日から2年経過日の翌日から3年を経過するまで | 3分の3 |

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当事業年度においては締結しておりません。

② 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員その他の法人等の重要な兼職の状況は、第25期定時株主総会招集ご通知「事業報告（2025年2月1日から2026年1月31日まで）2. 会社の現況 会社役員に関する事項（1）会社役員（2026年1月31日現在）」に記載のとおりであります。また、当社と社外役員の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 会社役員の地位 | 氏名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------------|-------|---|
| 取締役 (監査等委員) | 佐川 明生 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに、また、監査等委員会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに出席いたしました。主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行うなど、社外役員として意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 佐藤 広一 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに、また、監査等委員会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに出席いたしました。主に法令・労基法等に関し、特定社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行うなど、社外役員として意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 菅 沼 匠 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに、また、監査等委員会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、特に財務・会計及び企業法務等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、社外役員として意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 落合 孝裕 | 当事業年度に開催された取締役会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに、また、監査等委員会 14 回（定時 12 回、臨時 2 回）の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、社外役員として意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 早坂 陽 | 2025 年 4 月 25 日に監査等委員である取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会 10 回（定時 9 回、臨時 1 回）の全てに、監査等委員会 10 回（定時 9 回、臨時 1 回）の全てに出席いたしました。主に金融業界において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識を有しており、客観的・中立的な立場から監督、助言等を行うなど、社外役員として意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 1 回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2025年4月25日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28,350千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 28,350千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITEDについては、会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
4. 上記以外に、前任会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、10,500千円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループは「コンプライアンス規程」を定め、繰り返しコンプライアンス研修を実施することにより、役職員が法令及び定款を遵守した行動をとることを徹底しております。
 - ロ. コンプライアンス委員会は、委員長を監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）とし、委員会の半数以上を社外有識者で構成しております。
 - ハ. コンプライアンス委員会は、法令違反その他不正行為の報告に関する調査を行った結果、是正措置及び再発防止策等の対策が必要と認められた場合、リスクマネジメント委員会に対して、可及的速やかに具体的な是正措置及び再発防止策等の対策検討を行うよう指示することを定めております。
 - ニ. コンプライアンス委員会は、法令違反その他不正行為の報告に関する調査を行った結果、コンプライアンス違反行為があったと認められた場合、懲戒委員会に対して、具体的な懲戒処分を行うよう指示することを定めております。
 - ホ. 当社グループは「内部通報規程」を定め、内部通報制度の運用により、法令違反その他不正行為の早期発見及び是正を図ると共に、内部通報者の保護を行っております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「決裁権限規程」等の規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理しております。なお、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループは「リスクマネジメント規程」を定め、リスク管理委員会の運用により、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。
 - ロ. 内部監査部門は、当社グループ各部門のリスク管理の状況を監査し、監査等委員に報告しております。
 - ハ. 監査等委員は、内部監査の結果をもとに、内部監査部門を通じて各部門長に対し全社的リスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に監査等委員会に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定しております。
 - ニ. 当社グループは「事業継続計画（BCP）」を定め、コンティンジェンシー・プランの運用により、不測の事態や危機の発生時においても事業の継続を図れるよう対策しております。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「組織規程」、「決裁権限規程」、「関係会社管理規程」等の規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行

が効率的に行われる体制を構築すると共に、子会社にてこれに準拠した体制を構築しております。そのうえで、以下の管理システムを用いて取締役等の職務の執行の効率化を図っております。

- a. 会社運営等の重要方針並びに重要な業務執行に関する取締役会の諮問機関の設置
- b. 職務権限・意思決定ルールの方策
- c. 中期事業計画及び中期事業計画に基づく部門別予算の作成と、月次・四半期業績管理の実施

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 子会社の取締役会に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への報告を義務付けております。
- ロ. 子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当社への速やかな報告を義務付けております。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備しております。
- ロ. 「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うと共に、当社から子会社の取締役又は監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理しております。
- ハ. 取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員は当社グループの業務執行状況を監査しております。
- ニ. 内部監査部門は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保しております。

⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員は、従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は監査等委員の指揮命令に従わなければならないものとしております。
- ロ. 監査等委員から監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとしております。
- ハ. 監査等委員から監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、半数以上の社外有識者から構成される懲戒委員会での公平な審議に基づくものとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査等委員に対し次の事項を報告することとしております。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- b. 重大な法令・定款違反
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- e. その他コンプライアンス上重要な事項

- ⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
- イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員に対して報告を行うこととしております。
 - ロ. 内部監査部門は、定期的に当社監査等委員に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告しております。
 - ハ. 内部通報窓口の担当者は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告しております。
- ⑩ 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が監査等委員に対して報告を行ったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いを禁止する旨を明記しております。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- ⑫ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう努めております。
 - ロ. 監査等委員による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を随時設けると共に、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
 - ハ. 社外取締役からのみ構成される意見交換の機会を定期的に設けることで、独立した第三者としての立場から、当社グループの業務執行状況やコンプライアンスの遵守体制などに関して、有効かつ適切なモニタリングを実施しております。
- ⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- イ. 財務報告を適正に行うため、当基本方針に基づく経理業務に関する規程及び手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。
 - ロ. 内部監査部門は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役及び監査等委員に報告すると共に、当該部門はその対策を講じております。

⑭ 反社会的勢力の排除に向けた体制整備に関する内容

- イ. 当社は、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とし、その旨を「コンプライアンス規程」に明記し、関連マニュアル等を配付することで全役職員に対し周知徹底を図っております。
- ロ. 反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、人事総務部が警察・弁護士をはじめ外部の専門機関と緊密に連携を図りながら統括部署として対応しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2024年4月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視・監督の強化並びに、内部監査室を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

① 取締役の職務執行の実効性確保のための取り組み

当社は、経営及び業務執行に係る意思決定機関として月に一度、定例の取締役会を実施し経営上の重要事項について協議・決議を行っております。また、取締役会の諮問機関として、取締役のほか、部長・シニアマネージャーから構成される経営会議を適宜開催することで、取締役会から委任された決裁権限の範囲内で各部門の執行案件を審議すると共に、迅速な経営戦略の立案や業務計画の見直しが可能な体制を構築しております。

また、すべての監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、忌憚のない意見を述べているほか、経営上の重要な意思決定プロセスを適宜モニタリングすることで、取締役の業務執行状況に対し実効性のある監督・牽制機能を働かせております。

② 監査等委員である取締役の実効性の確保のための取り組み

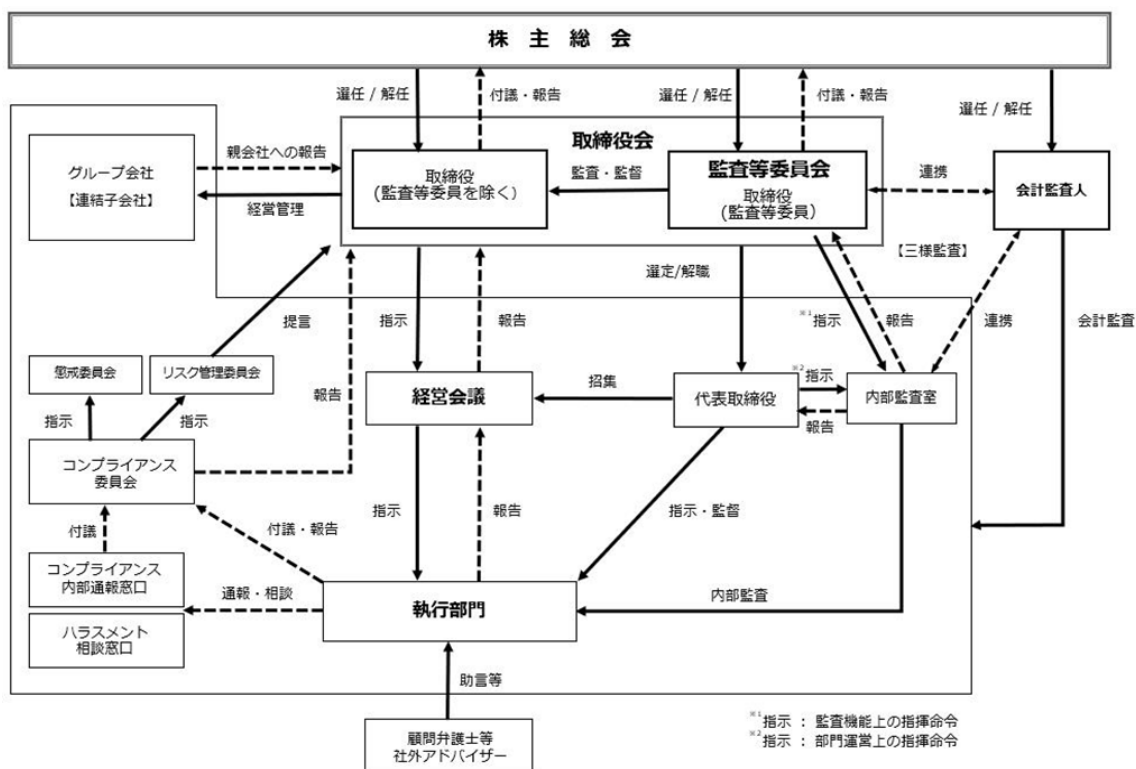
当社は監査等委員会設置会社として、取締役である監査等委員（社外取締役）5名の監査等委員である取締役がおり、取締役の職務執行の監査を行っております。各監査等委員は、監査計画に基づいて監査を実施するとともに、監査等委員会を月1回実施し、情報共有に努めております。

また、取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的な意見交換や各取締役から適宜業務執行の状況について説明を求めること等により業務の執行状況を監査するとともに、内部監査担当者や会計監査人と連携し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

③ 内部監査の実効性確保のための取り組み

内部監査室は、取締役会又は監査等委員会あるいはその他ガバナンス機関によって設置・任命された、代表取締役及び各執行部門から独立した内部監査担当者を選任しております。内部監査担当者は、「内部監査規程」並びに内部監査計画に従い、被監査部門から独立した立場で当社グループ全体の内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しております。また、その結果を任命機関に報告するとともに、指摘事項の改善状況を定期的に監査しております。

なお、当社の機関及び内部統制に係る企業統治の体制図は次のとおりであります。



4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対応方針は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分にあたり、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化や事業拡大のための投資資金の確保に必要な内部留保の充実を図ることを重視しつつ、安定的な配当を継続して実施することで株主還元の上昇に努めることを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回実施することを基本方針としております。

また、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会となります。

上記方針に基づき、当事業年度の配当金につきましては、2025年10月10日に1株当たり8.5円の間配当を実施しており、期末配当につきましては、2026年3月17日開催の取締役会にて、1株当たり8.5円とすることを決議いたしました。この結果、当事業年度の年間の配当金は1株当たり17.0円となります。また、当事業年度の連結配当性向は47.1%となりました。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開に資する設備投資等に有効活用していく所存です。

連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 9,951,243 | 流動負債 | 1,830,689 |
| 現金及び預金 | 2,623,385 | 買掛金 | 444,395 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,969,071 | リース債務 | 229,732 |
| 棚卸資産 | 4,994,176 | 未払法人税等 | 221,818 |
| その他 | 364,609 | 賞与引当金 | 108,435 |
| 固定資産 | 3,506,008 | クーポン引当金 | 1,502 |
| 有形固定資産 | 1,484,652 | 株主優待引当金 | 94,788 |
| 建物及び構築物 | 2,241,599 | その他 | 730,016 |
| 減価償却累計額 | △1,227,764 | 固定負債 | 562,588 |
| 建物及び構築物(純額) | 1,013,835 | リース債務 | 129,581 |
| 工具、器具及び備品 | 754,766 | 役員退職慰労引当金 | 220,250 |
| 減価償却累計額 | △533,673 | 退職給付に係る負債 | 198,757 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 221,092 | その他 | 14,000 |
| 土地 | 233,468 | 負債合計 | 2,393,278 |
| 建設仮勘定 | 1,824 | (純資産の部) | |
| その他 | 68,154 | 株主資本 | 10,774,982 |
| 減価償却累計額 | △53,723 | 資本金 | 1,655,209 |
| その他(純額) | 14,431 | 資本剰余金 | 1,605,172 |
| 無形固定資産 | 18,977 | 利益剰余金 | 7,514,808 |
| ソフトウェア | 18,921 | 自己株式 | △207 |
| その他 | 55 | その他の包括利益累計額 | 288,989 |
| 投資その他の資産 | 2,002,378 | その他有価証券評価差額金 | △17,148 |
| 投資有価証券 | 266,905 | 為替換算調整勘定 | 306,137 |
| 敷金及び保証金 | 1,044,432 | 純資産合計 | 11,063,972 |
| 繰延税金資産 | 681,149 | 負債純資産合計 | 13,457,251 |
| その他 | 9,891 | | |
| 資産合計 | 13,457,251 | | |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 23,327,358 |
| 売上原価 | 9,142,092 |
| 売上総利益 | 14,185,265 |
| 販売費及び一般管理費 | 13,118,851 |
| 営業利益 | 1,066,414 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 15,346 |
| 受取配当金 | 7,960 |
| 為替差益 | 109,850 |
| その他 | 4,468 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 14,331 |
| その他 | 2,315 |
| 経常利益 | 1,187,392 |
| 特別利益 | |
| 負ののれん発生益 | 5,317 |
| 補助金収入 | 10,045 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 29,869 |
| 減損損失 | 52,477 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,120,408 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 516,798 |
| 法人税等調整額 | △84,463 |
| 当期純利益 | 688,073 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 688,073 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,654,739 | 1,604,704 | 7,198,746 | △207 | 10,457,982 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 469 | 468 | | | 938 |
| 剰余金の配当 | | | △372,011 | | △372,011 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 688,073 | | 688,073 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 469 | 468 | 316,062 | — | 317,000 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,655,209 | 1,605,172 | 7,514,808 | △207 | 10,774,982 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-----------------------|--------------|---------------------------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 10 | 291,698 | 291,709 | 10,749,692 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 938 |
| 剰余金の配当 | | | | △372,011 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 688,073 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △17,158 | 14,439 | △2,719 | △2,719 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △17,158 | 14,439 | △2,719 | 314,280 |
| 当連結会計年度末残高 | △17,148 | 306,137 | 288,989 | 11,063,972 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称
株式会社卑弥呼
CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED
江蘇京海服装貿易有限公司
CAPITAL SEA SHOES LIMITED

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、江蘇京海服装貿易有限公司、CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED及びCAPITAL SEA SHOES LIMITEDの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日1月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

CAPITAL SEA SHOES COMPANY LIMITED及びCAPITAL SEA SHOES LIMITEDは、当連結会計年度より12月31日に決算期を変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2025年2月1日から2025年12月31日までの11ヶ月間を連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社の事業所の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）、小売店舗の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～39年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. クーポン引当金

将来のクーポン券利用による売上値引に備えるため、当連結会計年度末のクーポン券残高に応じた要積立額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末における要支給額により計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

商品の販売・・・顧客に商品を引き渡す履行義務

ロ. 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品の販売・・・顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

ハ. 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| 当連結会計年度 | |
|---------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,484,652千円 |
| 無形固定資産 | 18,977 |
| 敷金及び保証金 | 90,920 |
| 減損損失 | 52,477 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、減損の兆候を識別しております。

当社グループの減損損失の認識にあたっては、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 2009年3月27日)第12項の内容に照らし、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みと判断した店舗について減損の兆候があると識別し、兆候に該当した店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するか否かの検討を行っております。

当該検討の結果、減損損失の認識が必要となった場合、当該店舗の固定資産の帳簿価額を

回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定された価額としております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定に使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社グループの事業計画を基礎としており、当該事業計画における将来売上高は、当連結会計年度の店舗別売上実績を基礎とし、直近のトレンドと外部経営環境の変化、具体的には店舗周辺の開発や競合他社の出店等の状況を考慮して算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、減損の兆候の識別、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、店舗の収益が悪化した場合は、翌連結会計年度において新たに減損の兆候を識別し、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度

商品 4,994,176千円

棚卸資産評価損 99,486

棚卸資産評価損は戻入との純額を記載しております（△は戻入額）。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産の評価方法は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、期末における販売開始から一定の期間を超える棚卸資産について、合理的に算定した評価減率を適用して帳簿価額を段階的に切り下げる方法を設け、棚卸資産の収益性の低下を連結計算書類に反映しています。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

棚卸資産の評価に使用される評価減率の見積りは、過年度の仕入及び販売数量並びに廃棄等の実績を基礎とし、直近のトレンドや将来の見込販売数量等を考慮して算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、棚卸資産の収益性の低下が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、棚卸資産の評価には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、在庫状況が変化した場合は、翌連結会計年度において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度

繰延税金資産 681,149千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度末における将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産は、将来減算一時差異が将来生じる可能性が高いと見込まれる課税所得と相殺可能な範囲内で認識しております。当該課税所得の見積りは、当社グループの事業計画を基礎として算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の検討には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、当社グループの事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、店舗の収益が悪化した場合は、翌連結会計年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

流動負債「その他」のうち、契約負債の残高
 契約負債 22,007千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 19,076,640株 | 3,280株 | 一株 | 19,079,920株 |

(注) 普通株式の増加株式数3,280株は、ストック・オプションの権利行使により増加したことによるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 202株 | 一株 | 一株 | 202株 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------|----------|------------|-------------|
| 2025年3月17日 取締役会 | 普通株式 | 209,840千円 | 11.0円 | 2025年1月31日 | 2025年4月11日 |
| 2025年9月12日 取締役会 | 普通株式 | 162,170千円 | 8.5円 | 2025年7月31日 | 2025年10月10日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2026年3月17日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 162,177千円 | 8.5円 | 2026年1月31日 | 2026年4月13日 |

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式

63,120株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

投資有価証券は、上場株式であり、定期的に時価の把握を行っていますが、現在保有している金融商品を除き、原則として元本が毀損するリスクの高い商品の取引を行わない方針です。

デリバティブ取引は、実需の範囲で行い、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びその当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、パートナー工場に対する貸付であり、信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に売店に伴う差入保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建のものについては、為替変動リスクに晒されております。

リース債務は一部の海外子会社についてIFRS第16号（リース）を適用したものです。これらは、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建取引の為替相場変動リスクを回避するために利用している為替予約取引及び通貨オプション取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、店舗別・取引先別に期日管理・残高管理を行うとともに、信用情報の把握を定期的に行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。取引相手先は主に電鉄系企業や大型商業施設を運営する大手デベロッパーに限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。短期貸付金については、定期的に貸付先の財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先の高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、上場株式であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。商品の輸入に伴う外貨建取引については、為替の変動リスクに対して、為替予約取引や通貨オプション取引を利用してリスクの回避に努めております。デリバティブ取引の執行・管理については取引権限等を定めた経理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。また、その残高照合等は経営管理部が行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経営管理部等担当部門が年次予算に基づく資金繰計画表を作成し、月次で実績・予算を更新するとともに、現金及び預金で手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------------------|----------------|-----------|---------|
| 投資有価証券 | 266,905千円 | 266,905千円 | 一千円 |
| 敷金及び保証金 | 1,044,432 | 966,269 | △78,163 |
| 資産計 | 1,311,337 | 1,233,174 | △78,163 |
| リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む) | 359,314 | 352,180 | △7,134 |
| 負債計 | 359,314 | 352,180 | △7,134 |
| デリバティブ取引(※2) | △2,954 | △2,954 | — |

(※1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「短期貸付金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|-----------|--------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 其他有価証券 | | | | |
| 株式 | 266,905千円 | －千円 | －千円 | 266,905千円 |
| デリバティブ取引 | － | △2,954 | － | △2,954 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 | | | |
|-------------------------------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金及び保証金 | －千円 | 966,269千円 | －千円 | 966,269千円 |
| リース債務（1年以内に返済 予定のリース債務を含む） | － | 352,180 | － | 352,180 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価については、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、当該時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨オプション取引）の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、当該時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を決算日現在の国債利率等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年以内に返済予定のリース債務を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、婦人服の企画・販売事業の量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。当該変更が顧客との契約から生じる収益を分解した情報に与える影響はありません。

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

| | 報告セグメント | | 合計 |
|---------------|---------------|--------------|---------------|
| | 婦人靴の企画・販売事業 | 婦人服の企画・販売事業 | |
| 店舗売上高 | 13,326,671 千円 | 1,958,277 千円 | 15,284,948 千円 |
| オンライン売上高 | 5,745,090 | 983,624 | 6,728,714 |
| 委託売上高 | 723,587 | — | 723,587 |
| 卸売上高 | 544,283 | 37,468 | 581,752 |
| その他 | 8,356 | — | 8,356 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 20,347,988 | 2,979,370 | 23,327,358 |
| その他の収益 | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 20,347,988 | 2,979,370 | 23,327,358 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

| | 当連結会計年度 |
|------|----------|
| 期首残高 | 21,548千円 |
| 期末残高 | 22,007 |

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は22,007千円であり、主にポイントプログラムによるものであります。

また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、21,548千円であります。

将来顧客が行使することが見込まれるポイントは、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として契約負債（その他流動負債）に計上されており、当該ポイントの利用時点又は有効期限の経過に伴う失効時点において履行義務が充足されると判断し、当該ポイントの利用又は失効時に収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 579円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 36円07銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他

(事業譲受)

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、以下のとおり、ヒロタ株式会社から、31 Sons de mode (トランテアン ソン ドゥ モード) 事業の事業譲受契約を締結することを決議し、同日付で事業譲受契約を締結いたしました。当該事業譲受契約に基づき、2025年4月1日付で当該事業の譲受を完了しております。

1. 事業譲受の概要

(1) 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 ヒロタ株式会社

譲り受けた事業の内容 アパレルブランドである31 Sons de mode事業

(2) 事業譲受の目的

31 Sons de mode事業とは、既存事業と顧客層に親和性があることからシナジー効果が見込めるとともに、これまで培ったブランド再建のノウハウを活用することでアパレル事業を更に強化し、事業拡大を加速することが可能だと判断し、事業譲受を決定いたしました。

(3) 事業譲受日

2025年4月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 事業譲受後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得事業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業譲受けをしたためであります。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている譲受事業の業績の期間

2025年4月1日から2026年1月31日まで

3. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 131,248千円 |
| 取得原価 | | 131,248 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 負ののれん発生益の金額

5,317千円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|-------|----------|
| 流動資産 | 82,898千円 |
| 固定資産 | 58,467 |
| 資産合計 | 141,366 |
| <hr/> | |
| 流動負債 | 4,800 |
| 固定負債 | — |
| 負債合計 | 4,800 |

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 7,216,200 | 流動負債 | 1,131,104 |
| 現金及び預金 | 1,840,433 | 買掛金 | 291,859 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,381,993 | 未払金 | 306,726 |
| 商品 | 3,549,736 | 未払費用 | 175,546 |
| 貯蔵品 | 5,041 | 未払法人税等 | 143,782 |
| 前渡金 | 6,000 | クーポン引当金 | 1,502 |
| 前払費用 | 45,701 | 株主優待引当金 | 94,788 |
| 関係会社短期貸付金 | 200,000 | 賞与引当金 | 66,182 |
| その他 | 187,294 | その他 | 50,715 |
| 固定資産 | 3,209,281 | 固定負債 | 297,690 |
| 有形固定資産 | 947,721 | 退職給付引当金 | 67,940 |
| 建物 | 344,879 | 役員退職慰労引当金 | 220,250 |
| 建物付属設備 | 184,935 | その他 | 9,500 |
| 工具、器具及び備品 | 172,548 | 負債合計 | 1,428,794 |
| 土地 | 233,468 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 1,824 | 株主資本 | 9,013,835 |
| その他 | 10,065 | 資本金 | 1,655,209 |
| 無形固定資産 | 10,853 | 資本剰余金 | 1,605,172 |
| ソフトウェア | 10,798 | 資本準備金 | 1,605,172 |
| その他 | 55 | 利益剰余金 | 5,753,661 |
| 投資その他の資産 | 2,250,706 | その他利益剰余金 | 5,753,661 |
| 投資有価証券 | 266,905 | 繰越利益剰余金 | 5,753,661 |
| 関係会社株式 | 727,806 | 自己株式 | △207 |
| 敷金及び保証金 | 849,218 | 評価・換算差額等 | △17,148 |
| 繰延税金資産 | 399,519 | その他有価証券評価差額金 | △17,148 |
| その他 | 7,257 | 純資産合計 | 8,996,687 |
| 資産合計 | 10,425,481 | 負債純資産合計 | 10,425,481 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 17,892,229 |
| 売上原価 | 7,862,097 |
| 売上総利益 | 10,030,132 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,238,844 |
| 営業利益 | 791,288 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 4,289 |
| 受取配当金 | 7,960 |
| 為替差益 | 109,977 |
| 経営指導料 | 24,000 |
| 業務支援朝他 | 39,600 |
| その他 | 509 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,947 |
| その他 | 1,115 |
| 経常利益 | 973,562 |
| 特別利益 | |
| 負ののれん発生益 | 5,317 |
| 補助金収入 | 8,700 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 1,451 |
| 減損損失 | 32,494 |
| 税引前当期純利益 | 953,633 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 333,023 |
| 法人税等調整額 | △25,029 |
| 当期純利益 | 645,639 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--|-----------|-----------|----------------------------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 事 業 年 度 期 首 残 高 | 1,654,739 | 1,604,704 | 5,480,033 | △207 | 8,739,269 |
| 当 事 業 年 度 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 469 | 468 | | | 938 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △372,011 | | △372,011 |
| 当 期 純 利 益 | | | 645,639 | | 645,639 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 事 業 年 度 変 動 額 合 計 | 469 | 468 | 273,628 | — | 274,566 |
| 当 事 業 年 度 末 残 高 | 1,655,209 | 1,605,172 | 5,753,661 | △207 | 9,013,835 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 純 資 産 合 計 |
|--|----------------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | |
| 当 事 業 年 度 期 首 残 高 | 10 | 8,739,280 |
| 当 事 業 年 度 変 動 額 | | |
| 新 株 の 発 行 | | 938 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △372,011 |
| 当 期 純 利 益 | | 645,639 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額 (純 額) | △17,158 | △17,158 |
| 当 事 業 年 度 変 動 額 合 計 | △17,158 | 257,407 |
| 当 事 業 年 度 末 残 高 | △17,148 | 8,996,687 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ③ デリバティブ 時価法を採用しております。
- ④ 棚卸資産
・商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
・貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
事業所の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）、小売店舗の有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5年～39年
建物付属設備 3年～15年
工具、器具及び備品 3年～10年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ② クーポン引当金 将来のクーポン券利用による売上値引に備えるため、当事業年度末のクーポン券残高に応じた要積立額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末における要支給額により計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
商品の販売・・・顧客に商品を引き渡す履行義務
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
商品の販売・・・顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については、商品を出荷した時点で収益を認識しております。
- ③ 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別
一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|---------|-----------|
| 当事業年度 | |
| 有形固定資産 | 947,721千円 |
| 無形固定資産 | 10,853 |
| 敷金及び保証金 | 63,170 |
| 減損損失 | 32,494 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|---------------------------------|-------------|
| 当事業年度 | |
| 商品 | 3,549,736千円 |
| 棚卸資産評価損 | 15,243 |
| 棚卸資産評価損は戻入との純額を記載しております（△は戻入額）。 | |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|-----------------|-----------|
| 当事業年度 繰延税金資産 | 399,519千円 |
|-----------------|-----------|

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,284,426千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 141,344千円 |
| 短期金銭債務 | 9,148千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|-------------|
| 売上高 | 1,514,285千円 |
| 仕入高 | 62,103千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 30,000千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 65,298千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

| | |
|------|------|
| 普通株式 | 202株 |
|------|------|

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|--------------|----------|
| 減価償却超過額 | 82,919千円 |
| 減損損失 | 87,830 |
| 資産除去債務 | 86,410 |
| 未払事業税 | 15,945 |
| 賞与引当金 | 23,474 |
| クーポン引当金 | 460 |
| 株主優待引当金 | 29,024 |
| 退職給付引当金 | 21,414 |
| 役員退職慰労引当金 | 69,422 |
| 棚卸資産評価損 | 86,840 |
| その他有価証券評価差額金 | 7,893 |
| その他 | 7,245 |

| | |
|----------|---------|
| 繰延税金資産小計 | 518,879 |
| 評価性引当額 | △69,422 |
| 繰延税金資産合計 | 449,457 |

| | |
|-----------|---------|
| 繰延税金負債 | |
| 差額負債調整勘定 | △49,937 |
| 繰延税金負債合計 | △49,937 |
| 繰延税金資産の純額 | 399,519 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は、2027年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の30.62%から31.52%に変動いたします。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 471円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 33円84銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他

(事業譲受)

事業譲受につきましては、「連結注記表 10. その他」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1. 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社ダブルユー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新聞 基弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダブルユーの2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルユー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する

ことが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2. 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社ダブルユー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新聞 基弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダブルユーの2025年2月1日から2026年1月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 連結計算書類、計算書類及び事業報告に係る監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関

する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

- ⑤ 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月26日

株式会社ダブルユー 監査等委員会

監査等委員（社外取締役）
佐川明生
監査等委員（社外取締役）
佐藤広一
監査等委員（社外取締役）
菅沼匠
監査等委員（社外取締役）
落合孝裕
監査等委員（社外取締役）
早坂陽

以上